

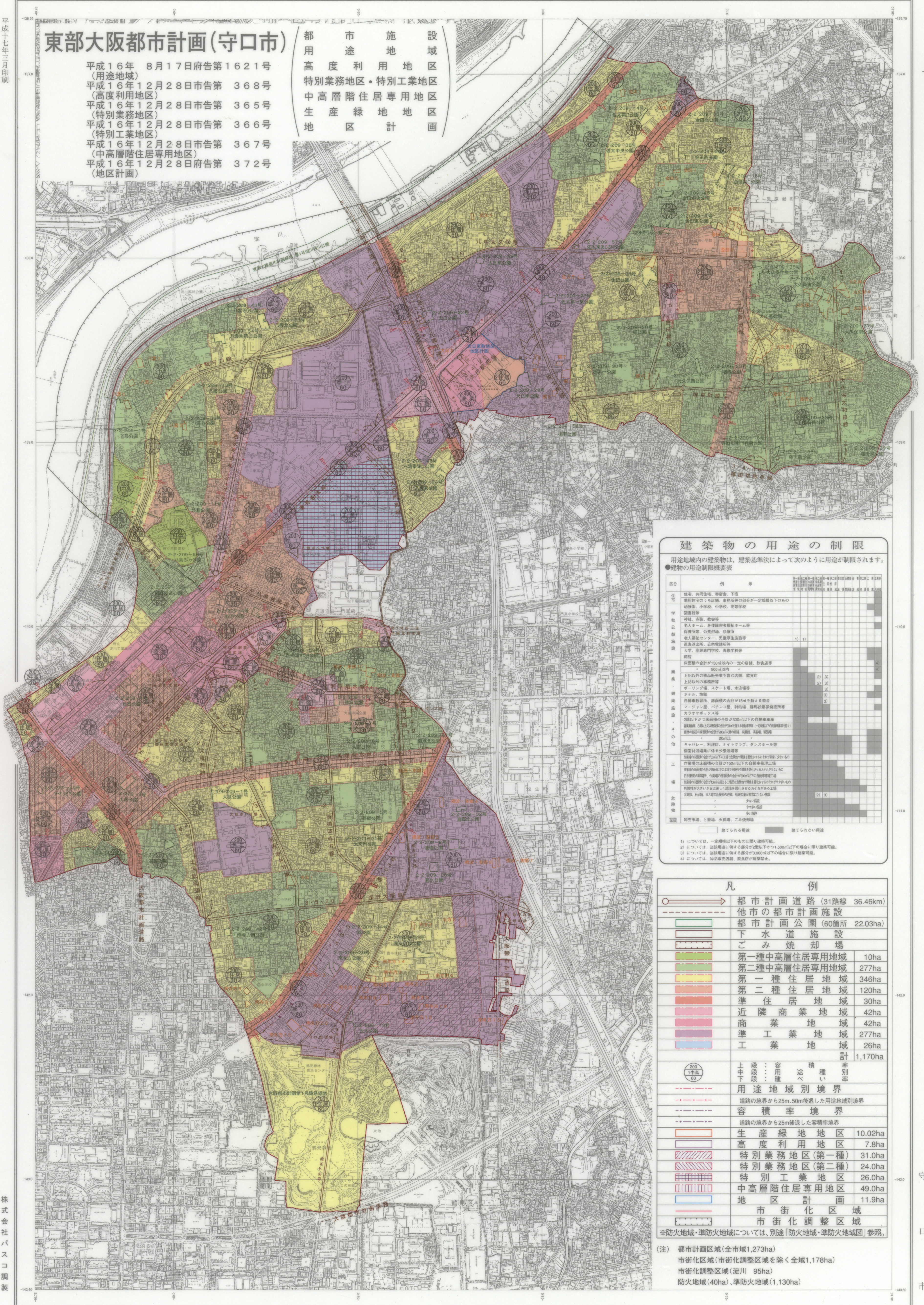
守口市全図

平成十七年三月印刷

東部大阪都市計画(守口市)

平成16年 8月17日府令第1621号
(用途地域)
平成16年12月28日市令第368号
(高度利用地区)
平成16年12月28日市令第365号
(特別業務地区)
平成16年12月28日市令第366号
(特別工業地区)
平成16年12月28日市令第367号
(中高層階住居専用地区)
平成16年12月28日府令第372号
(地区計画)

都市施設
用途地域
高度利用地区
特別業務地区・特別工業地区
中高層階住居専用地区
生産緑地地区
地区計画



建築物の用途の制限

用途地域内の建築物は、建築基準法によって次のように用途が制限されます。

●建築物の用途制限概要表

区分	例	示
住宅	住宅、共同住宅、寄附金、下宿 専用住宅のうち店舗、事務所等の部分が一定規模以下のもの 幼稚園、小学校、中学校、高等学校	
学校	神社、寺院、教会等 老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等 保育所等、公衆浴場、診療所 老人福祉センター、児童厚生施設等 遊技場、公衆電話所等	1) 1)
公共施設	大学、高等専門学校、専門学校等 病院 床面積の合計が150㎡以内の一定の店舗、飲食店等	
商業	上記以外の物品販売業を営む店舗、飲食店 500㎡以内 上記以外の事務所等	2) 3) 2) 3)
娯楽・スポーツ施設	ボート、テニスコート、水泳場等 ホテル、旅館 自動車教習所、床面積の合計が150㎡を超える遊園地 マージン、パチンコ屋、射的場、競馬場等	3) 3) 3)
その他	カラオケボックス等 2階以下かつ床面積の合計が300㎡以下の自動車庫 倉庫、倉庫、3階以上の床面積の合計が300㎡を超える自動車庫(一定規模以下の自動車庫を除く) 倉庫の床面積の合計が300㎡を超える自動車庫、倉庫、倉庫、倉庫	
工業	キャパシタ、印刷用紙、ナイトクラブ、ダンスホール等 倉庫付工場に併設する公共浴場等 作業場の床面積の合計が150㎡以下の自動車庫等 作業場の床面積の合計が150㎡を超える自動車庫(一定規模以下の自動車庫を除く) 日曜日の閉鎖、作業場の床面積の合計が300㎡以下の自動車庫等	
工場	作業場の床面積の合計が300㎡を超える工場又は作業場の床面積の合計が300㎡を超える工場 危険性が高い又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場 火薬、石炭、ガスの貯蔵施設、切削工場等	2) 3)
倉庫	倉庫	
施設	卸売市場、と畜場、火葬場、ごみ焼却場	

1) については、一定規模以下のものに限り建築可能。
2) については、当該用途に併用する部分が2階以下かつ1,500㎡以下の場合に限り建築可能。
3) については、当該用途に併用する部分が3,000㎡以下の場合に限り建築可能。
4) については、物品販売店舗、飲食店が建築禁止。

凡例

都市計画道路(31路線 36.46km)	
他市の都市計画施設	
都市計画公園(60箇所 22.03ha)	
下水道施設	
ごみ焼却場	
第一種中高層住居専用地域	10ha
第二種中高層住居専用地域	277ha
第一種住居地域	346ha
第二種住居地域	120ha
準住居地域	30ha
近隣商業地域	42ha
商業地域	42ha
準工業地域	277ha
工業地域	26ha
計	1,170ha
上段：容積率 中段：用途 下段：建ぺい率	
用途地域別境界	
道路の境界から25m、50m後退した用途地域別境界	
容積率境界	
道路の境界から25m後退した容積率境界	
生産緑地地区	10.02ha
高度利用地区	7.8ha
特別業務地区(第一種)	31.0ha
特別業務地区(第二種)	24.0ha
特別工業地区	26.0ha
中高層階住居専用地区	49.0ha
地区計画	11.9ha
市街化調整区域	
市街化調整区域	

※防火地域・準防火地域については、別途「防火地域・準防火地域図」参照。
(注) 都市計画区域(全市域1,273ha)
市街化区域(市街化調整区域を除く全域1,178ha)
市街化調整区域(淀川 95ha)
防火地域(40ha)、準防火地域(1,130ha)

株式会社バスコ調製

この地図は、大阪府及び大阪市の承認を得て大阪府地図計画1:2,500(平成12年作成)を用いて平成15年3月に縮小編集したものである。

この測量成果は、国土院院長の承認を受けて得たものである。(測量番号)守14、近公第437号
「平面直角座標値は、世界測地系に対応」

(注) この地図の詳細については、縮尺図(1:2,500)で確認してください。

1:10,000
0 100 200 400 600 800 1,000 m